

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

（傍線部は、改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>の二）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 （略）</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（<u>第二十九条</u>の二―<u>第三十八条</u>）</p> <p>第三節 （略）</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（<u>第四十四条</u>―<u>四十七条</u>の二の三）</p> <p>第四章・第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条</u>）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置</p> <p>第一節 （略）</p> <p>第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（<u>第三十条</u>―<u>第三十八条</u>）</p> <p>第三節 （略）</p> <p>第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（<u>第四十四条</u>―<u>四十七条</u>の二）</p> <p>第四章・第五章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一〇六 (略)

七 賃金 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

(均等な待遇の確保)

第三条の二 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受けるときにおいては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。

(許可の基準等)

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの(雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるものを除く。)でないこと。

二〇四 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、同一の法人集団(一の法人及び当該法人の子法人(法人がその総株主の議決権の過半数を有

一〇六 (略)

(新設)

(新設)

(許可の基準等)

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの(雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるものを除く。)でないこと。

二〇四 (略)

(新設)

する株式会社その他の当該法人がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。)の集団をいう。以下同じ。)に属する法人は、同一の法人とみなす。

3 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間等)

第十条 1・2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき又は申請者が第二十四条の五第一項の規定に違反していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 (略)

5 第五条第二項から第四項まで、第六条(第四号を除く。)並びに第七条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(事業運営の状況に関する情報の公開)

第二十三条の二 派遣元事業主は、派遣労働者になろうとする者及び労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣元事業主を適

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間等)

第十条 1・2 (略)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 (略)

5 第五条第二項から第四項まで、第六条(第四号を除く。)及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(新設)

切に選択することができるよう、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る次に掲げる事項を公開しなければならない。

- 一 派遣労働者の数
- 二 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- 三 労働者派遣をすることを約した契約の件数及び厚生労働省令で定める労働者派遣の期間別の内訳
- 四 派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項
- 五 派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に関する事項として厚生労働省令で定める事項
- 六 厚生労働省令で定めるところにより算出した派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に占める派遣労働者の賃金の額の割合
- 七 派遣労働者に対して行つた教育訓練の実績
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(一)の派遣先に対する労働者派遣の制限

第二十四条の五 派遣元事業主は、第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除き、各事業年度（その期間が一年を超える場合には当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間、事

(新設)

業年度が設けられていない場合には各年）において、労働者派遣の役務について厚生労働省令で定めるところにより計算した量に関し、一の派遣先（派遣元事業主の雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。次章第四節を除き、以下同じ。）に対して提供する労働者派遣の役務に係る量がすべての派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係る量の五分の四を超えないようにしなければならない。

2 前項の規定の適用については、同一の法人集団に属する法人は、同一の法人とみなす。

（二月以内の期間の定めのある雇用契約の禁止）

第二十九条の二 派遣労働者に係る雇用契約は、期間の定めのないもの又は二月を超える期間の定めのあるものでなければならず。
2 派遣労働者に係る雇用契約であつて、二月以内の期間の定めのあるものは、二月に一日を加えた期間の定めのあるものとみなす。

（適正な派遣就業の確保）

第三十一条 派遣元事業主は、派遣先がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措

（新設）

（適正な派遣就業の確保）

第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第四節を除き、以下「派遣先」という。）がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当

置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一・二 (略)

三 当該派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 厚生労働省令で定めるところにより算出した当該労働者派遣に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に占める当該派遣労働者の賃金の額の割合

六 健康保険法による健康保険の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

七 労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険の適用に関

たつて当該派遣就業に関しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

する事項及びその適用がある場合には当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

八 厚生年金保険法による厚生年金の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担に係る保険料及び掛金（同法第四百四十条第二項の規定により負担する徴収金を含む。第四十条の八第三号において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定める事項

九 雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

十 (略)

2 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が健康保険法第四条に規定

(新設)

(新設)

(新設)

三 (略)

2 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

する健康保険組合の組合員である場合には、当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険の適用がある場合には、当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

(新設)

六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第十七条第一項（育児・介護休業法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により育児・介護休業法第十七条第一項の制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合には、その旨

(新設)

七 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児・介護休業法第十九条第一項（育児・介護休業法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により午後十時から午前五時までの間に於いて労働させてはならない場合には、その旨

(新設)

八 当該労働者派遣の期間中に当該派遣元事業主において実施する予定の派遣労働者に対する教育訓練の時期及び内容

九 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定により派遣先に通知した事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及

(新設)

び当該変更があつた事項を当該派遣先に通知しなければならない。

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条第一項(第十号を除く。)の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(労働者派遣契約の遵守等)

第三十九条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、次に掲げる行為その他の労働者派遣契約の定めに対する行為をしてはならない。

一 労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派遣就業をする日(以下「就業日」という。)以外の日に派遣就業をさせることができる旨が定められていないにもかかわらず、就業日以外の日に派遣就業をさせること。

二 労働者派遣契約において就業日以外の日に派遣就業をさせることができる旨が定められている場合に、当該派遣就業をさせることができる日以外の日に派遣就業をさせること。

三 労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間(以下「就業時間」

三 (略)

(新設)

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条第一項(第三号を除く。)の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(労働者派遣契約に関する措置)

第三十九条 (第一項として新設)

という。)を延長することができる旨が定められていないにもかかわらず、就業時間を延長すること。

四 労働者派遣契約において就業時間を延長することができる旨が定められている場合に、当該延長することができる時間数を超えて就業時間を延長すること。

2| (略)

(労働組合等に対する通知)

第三十九条の二 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けるときは、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びにその内容の差異に応じた派遣労働者の人数

二 派遣元事業主の氏名又は名称

三 当該労働者派遣に関する料金の額

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に対する健康保険法による健康保険、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、

(略)

(新設)

厚生年金保険法による厚生年金及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項

六 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 (略)

一・二 (略)

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児・介護休業法第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

256 (略)

(時間外労働及び深夜業の制限)

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 (略)

一・二 (略)

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働

第四十条の六 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第六号に掲げる事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労働者の就業時間を育児・介護休業法第十七条第一項の制限時間を超えて延長してはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第七号に掲げる事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労働者に午後十時から午前五時までの間において派遣就業をさせてはならない。

(未払賃金に関する責任)

第四十条の七 派遣先（派遣先であつた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該派遣先の指揮命令の下に労働させた派遣労働者に関し、当該労働者派遣に係る派遣元事業主（派遣元事業主であつた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）が賃金（当該派遣先の指揮命令の下での労働に係るものに限る。以下この条において同じ。）を支払期日の経過後なお支払っていないときは、当該派遣元事業主と連帯して、当該賃金を支払う責任を負う。ただし、当該賃金について、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第七条の規定により立替払が行われるべき場合には、その額の限度において、当該派遣先及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該賃金の支払の責めを免れる。

省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務
2～6 (略)

(新設)

(新設)

〔健康保険の保険料等に関する責任〕

第四十条の八 派遣先及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該派遣先の指揮命令の下に労働させた派遣労働者に関し、派遣元事業主が法令に違反して次に掲げる保険料等（当該派遣先の指揮命令の下に労働させた期間に係るものに限る。以下この条において同じ。）を納付しないときは、当該派遣元事業主と連帯して、当該保険料等及びこれに係る延滞金を納付する責任を負う。

（新設）

一 健康保険法の規定により事業主として負担する健康保険の保険料

二 厚生年金保険法の規定により事業主として負担する厚生年金保険の保険料

三 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の加入員を使用する事業主として負担する掛金のうち、同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率に係る部分として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

四 労働保険の保険料の徴収に関する法律の規定により事業主として負担する労働保険料

〔派遣労働者に対する安全衛生教育〕

第四十条の九 派遣先は、派遣労働者を受け入れたときは、当該派

遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

（定期健康診断等の代行）

第四十条の十 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対して派遣元事業主が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定に違反して健康診断を行っていない場合において、当該派遣労働者から同項の規定により当該派遣先が行う健康診断を受けることを希望する旨の申出があつたときは、当該健康診断を受けさせなければならない。この場合において、当該派遣先は、当該派遣元事業主に対し、当該派遣労働者に対する健康診断に要した費用を請求することができる。

（労働者災害補償保険の保険給付の請求に係る便宜の供与）

第四十条の十一 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者等が業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障がい又は死亡に関して労働者災害補償保険法に基づく保険給付を請求する場合には、その請求を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与しなければならない。

（新設）

（新設）

（派遣元事業主に対する個人情報提供の要求の制限）

第四十条の十二 派遣先は、第三十五条第一項各号に掲げる事項を除き、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の個人情報であつて当該派遣労働者の業務遂行能力に関しないものを提供することを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（派遣先責任者）

第四十一条（略）

一（略）

イ（略）

ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条第二項に規定する労働者

派遣契約の定め

ハ（略）

ニ～五（略）

（派遣先管理台帳）

第四十二条 1～3（略）

4 派遣元事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた事項に係る派遣労働者に、第一項第二号及び第三号に掲げる事項について確認を求めなければならない。

（新設）

（新設）

（派遣先責任者）

第四十一条（略）

一（略）

イ（略）

ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ（略）

(準用)

第四十三条 第三十九条、第四十条の九及び第四十条の十一の規定は、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業（以下この節において単に「事業」という。）の事業主（以下この条において単に「事業主」という。）に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）であつて、当該他の事業主（以下この条において「派遣先の事業主」という。）に雇用されていないもの（以下この節において「派遣中の労働者」という。）の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業（以下この節において「派遣先の事業」という。）もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条、第六十九条及び第三百三十六条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同条中「賃金の減額その他不利益な取扱い」とあるのは、「不利益な取扱い」とする。

二〇五 (略)

(派遣先管理台帳)

第四十二条 1〜3 (略)

(新設)

(準用)

第四十三条 第三十九条の規定は、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。

(労働基準法の適用に関する特例)

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業（以下この節において単に「事業」という。）の事業主（以下この条において単に「事業主」という。）に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）であつて、当該他の事業主（以下この条において「派遣先の事業主」という。）に雇用されていないもの（以下この節において

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条(第二項を除く。)まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)」と、「次の業務」とあるのは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(以下単に「派遣中の労働者」という。)に関しては、第二号の業務(第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除

「派遣中の労働者」という。)の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業(以下この節において「派遣先の事業」という。)もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二条から第十三条(第二項を除く。)まで、第十三条の二、第十八条、第十九条の二、第五十九条第二項、第六十条の二、第六十二条、第六十六条の五第一項、第六十九条及び第七十条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第

く。)、第三号の業務(第六十六条第一項の規定による健康診断(同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。))及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。))及び第五号の業務(厚生労働省令で定めるものに限る。))を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。))と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。))と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。))とする。

2517 (略)

二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。))と、「次の業務」とあるのは「次の業務(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者(以下単に「派遣中の労働者」という。))に関しては、第二号の業務(第五十九条第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教育に係るものを除く。)、第三号の業務(第六十六条第一項の規定による健康診断(同条第二項後段の規定による健康診断であつて厚生労働省令で定めるものを含む。))及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。))及び第五号の業務(厚生労働省令で定めるものに限る。))を除く。第十二条第一項及び第十二条の二において「派遣先安全衛生管理業務」という。))と、同法第十二条第一項及び第十二条の二中「第十条第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二第二項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。))と、「同条第一項各号」とあるのは「第二十五条の二第一項各号」と、同法第十三条第一項中「健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下」とあるのは「健康管理その他

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第六条(第一号中労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。))及び教育訓練に係る部分に限る。)、第八条、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第八条中「前三条」とあるのは「第六条(第一号中労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。))及び教育訓練に係る部分に限る。」と、同法第十条第一項中「雇用管理上」とあるのは「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

(育児・介護休業法の適用に関する特例)

第四十七条の二の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者に係る事業主とみなして、育児・介護休業法第十条(育児・

の厚生労働省令で定める事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。第三項及び次条において」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項(派遣中の労働者に関しては、当該事項のうち厚生労働省令で定めるものを除く。)」とする。

2517 (略)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九条第三項、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

介護休業法第十六条及び第十六条の四において準用する場合を含む。の規定を適用する。この場合において、育児・介護休業法第十条中「解雇その他不利益な取扱い」とあるのは、「不利益な取扱い」とする。

(新設)

(労働組合法の適用に関する特例)

第四十七条の二の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第七条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

(新設)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一の二 情を知つて、第四条第一項の規定に違反して労働者派遣事業を行う者から、同項各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣の役務の提供を受けた者

二・三 (略)

三の二 情を知つて、第五条第一項の許可を受けずに一般労働

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

者派遣事業を行う者又は偽りその他不正の行為により同項の許可若しくは第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者から労働者派遣の役務の提供を受けた者

四 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一の二 情を知つて、第十六条第一項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行う者から労働者派遣の役務の提供を受けた者

二・三 (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十八条 二十万円以上三億円以下の罰金刑

二 第五十九条第一号、第二号、第三号又は第四号 一億円以下の罰金刑

又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(新設)

四 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

三 第六十条第一号、第二号又は第三号 三千万円以下の罰金刑
四 第五十九条第一号の二若しくは第三号の二、第六十条第一号
の二又は前条 各本条の罰金刑

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条か
ら前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その
法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

改正案

現行

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一 第六十三条 二十万円以上三億円以下の罰金刑

二 第六十四条第一号の二（第四十五条の規定に係る部分に限る。）、第八号（労働者供給事業の停止の命令に係る部分に限る。）又は第九号（労働者供給事業を行うことに係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

三 第六十五条第七号（労働者供給事業者が違反した場合に限る。）、第八号（労働者の供給に係る部分に限る。）又は第九号（労働者の供給に係る部分に限る。）三千万円以下の罰金刑

四 第六十四条（第一号の二（第四十五条の規定に係る部分に限る。）、第八号（労働者供給事業の停止の命令に係る部分に限る。）及び第九号（労働者供給事業を行うことに係る部分に限る。）を除く。）、第六十五条（第七号（労働者供給事業者が違反した場合に限る。）、第八号（労働者の供給に係る部分に限る。）及び第九号（労働者の供給に係る部分に限る。）を除く。）又は前条 各本条の罰

金
刑

改正案

現行

（定義）

（定義）

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（第三十八条第一項第三号において「派遣労働者」という。）及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者であつて、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣が定める時間数以上のものを含む。）であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2～5 （略）

2～5 （略）

（適用除外）

（適用除外）

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 （略）

一 （略）

一の二 削除

一の二 一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした

一の三〜四 (略)

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。

一 (略)

二 短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。次号において同じ。)に就くことを常態とする者

三 短期の雇用に就く派遣労働者(前号に掲げる者を除く。)

2・3 (略)

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一

場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

一の三〜四 (略)

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。

一 (略)

二 短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。)に就くことを常態とする者

(新設)

2・3 (略)

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一

項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第四条第一項の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2
(略)

項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2
(略)

改正案	現行
<p>第四十二条 1～5（略）</p> <p>6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款、<u>第二十四条の五、第二十九条の二</u>並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表 略）</p>	<p>第四十二条 1～5（略）</p> <p>6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表 略）</p>

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（傍線部は、改正部分）

改正案

現行

（労働者派遣法の規定の読替え適用等）

（労働者派遣法の規定の読替え適用等）

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第二十四条の五第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十六条第一項、第四十八条第二項及び第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十一条に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十四条第一項第二号及び第三十九条第二項	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十二条各号
-----------------------	------------	--------------

第三十四条第一項第二号及び第三十九条第二項	第二十六条第一項各号	建設労働法第四十二条各号
-----------------------	------------	--------------

（略）

（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三十六条 削除</p> <p>（雇用保険の被保険者期間に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 附則第三十五条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得した者については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前の船員保険の被保険者であった期間（政令で定める期間を除く。）は、雇用保険の被保険者であった期間とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>第三十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であった者（平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第三項各号に該当していた者を除く。）であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後雇用保険法第六条第一号の二に該当するものは、同条の規定にかかわらず、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。</p> <p>（雇用保険の被保険者期間に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 前二条の規定により雇用保険の被保険者の資格を取得した者については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前の船員保険の被保険者であった期間（政令で定める期間を除く。）は、雇用保険の被保険者であった期間とみなす。</p>

